

税理士による無料税務相談

■開設期間・会場

会 場	2月					
	18	19	20	21	25	26
	火	水	木	金	火	水
げんきの郷 あすなろ舎	○	○		○		
東海市立 商工センター	○	○	○	○	○	○

■開設時間 午前9時30分～正午、
午後1時～午後4時

※ 会場の混雑の状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。

■問い合わせ先 半田税務署 ☎(21)3141

■対 象

- ① 平成30年分の所得金額が、300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く）の方（青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額）
- ② ①の方で消費税及び地方消費税の課税事業者の場合には、平成29年分の課税売上高が3,000万円以下の方
- ③ 給与所得者・年金受給者の方

【注意事項】

次に該当する方は、住吉福祉文化会館をご利用ください。

- ▽ 譲渡所得、山林所得、贈与税の申告をする方
- ▽ 消費税の新規課税事業者のうち、申告書の作成に時間を要する方

住宅借入金等特別控除申告説明会

税務署では、令和元年中に住宅ローンなどを利用して自宅を新築または購入した方を対象に住宅借入金等特別控除に関する確定申告説明会を次のとおり開催します。

■会 場 住吉福祉文化会館（住吉神社内）半田市宮路町53番地

■日 時 2月12日（水）～2月14日（金）午前9時～午後5時（受付終了：午後4時）

※ 会場の混雑の状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。

■問い合わせ先 半田税務署 ☎(21)3141 下の④を参考に問い合わせください。

QRコード



※ 掲載QRコードのリンク先は予告無く変更または削除する場合があります。

- ① 住宅借入金等特別控除は、一定の要件に該当する方にのみ適用することができますので、説明会に行く前に、適用要件などを確認してください。
- ② 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な書類を持参していただければ、確定申告書の作成・提出が可能です。
- ③ ①の「適用要件」、②の「必要な書類」については、固定資産税の家屋調査時にリーフレット「住宅ローンでマイホームを新築・購入された方へ」を受け取られた方については、リーフレットを、それ以外の方は上のQRコードより名古屋国税局ホームページ→所得税の確定申告書等を作成される方へ→申告書等作成のご案内→「令和元分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」に掲載している各種チェック表を確認してください。
- ④ 電話での問い合わせは半田税務署 ☎(21)3141へ電話し、自動音声案内により、住宅借入金等特別控除の適用や必要書類の問い合わせは「0」番を、会場についての問い合わせは「2」番を選択してください。
- ⑤ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では画面の案内に従って確定申告書が作成できます。自宅のパソコンまたはスマートフォンでも作成できます。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。
- ⑥ 作成済みの申告書は、郵送または税務署1階の受付窓口へ提出してください。
- ⑦ 駐車場の混雑が予想されるので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
- ⑧ 住吉福祉文化会館への問い合わせは、ご遠慮ください。